

E B P M 調 書

事業名	自殺対策総合推進事業費	課・担当	疾病対策課・精神保健担当	担当者(内線)	
-----	-------------	------	--------------	---------	--

(旧自殺予防相談支援・依存症対策事業・自殺対策推進センター設置・運営事業費の統合)

E B P Mによる検証 (ロジックモデル)

<p>①将来像 (目指す姿)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」 周囲からの孤立や孤独による自殺を防ぐため、相談したい時に相談できる社会の実現 自殺対策計画の数値目標として、自殺死亡率を令和8年12.6以下にする。 		<ul style="list-style-type: none"> 令和4年の傾向としては、50歳代(前年比70人36.6%増)、60歳代(42人36.5%増)の自殺の増加が目立ったものの、20歳代(20人13.8%増)、30歳代(17人13.7%増)、40歳代(8%15人増)と幅広い年代でも増えている。また、10代(6人減)や80歳以上(1人減)は前年より減少しているが、高止まりしており、幅広い年代を対象とした自殺対策が求められる。令和5年に入り、ポストコロナの社会情勢や物価高騰等を背景に自殺者数は増加しており、対策を強化していく必要がある。 県が実施している自殺予防相談事業の令和4年度実績から相談したい県民に十分対応できていない。 電話相談の対応として、例えばこころの健康相談統一ダイヤルでは接続率が43.7%と架電した方の半分以上しか対応できておらず、少しでも接続率を高める対応が必要である。 女性や若者に有効なSNS相談について実施曜日や時間が限られている。 勤務地と住所地が異なる事業者の多重債務、失業問題などに対応するため、暮らしとこころの総合相談会のような幅広い相談会を県として実施していく必要がある。 ハイリスク地(鉄道など)対策など広域に取り組む事業を県で実施していく必要がある。 国の補助割合が1/2の事業もあるなど財源確保が課題である。 指定調査研究等法人の分析データの提供は迅速でなく、県警データを利用していないと的確な対応がとれない。 県として、一人でも多くの県民がゲートキーパーとしての役割を果たせるように普及させる必要がある。 自殺者数の規模及び相談員の育成面等から、都道府県を単位として相談体制を強化する必要がある。また、自殺の緊急的な対応は警察との連携が不可欠であり、危機対応の面からも都道府県が相談体制を強化する必要がある。
<p>②現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年以降、自殺者数は減少傾向にあり、1次計画の目標値である令和元年の自殺死亡率15.6は、0.6ポイント上回って達成した。しかし、令和2年の自殺者数は前年比76人増の1,186人(自殺死亡率16.2)となった。令和3年は前年比82人減の1,104人(自殺死亡率15.2)となったものの、令和4年は全国最悪の前年比143人増となり、年間自殺者数が1,247人(概数：自殺死亡率17.5)となっていた。 「こころの健康相談統一ダイヤル」は総呼数56,591件に対し完了呼数24,723件で接続率43.7%であり、半分以上が繋がらない。 SNS相談 週2日 時間帯：日曜日21時～翌6時、月曜日21時～翌1時 応答率34.2%であり、相談日数の増加や24時間体制での実施を望む声がある。 自殺対策について、国に財政的支援について要望を行っている。 指定調査研究等法人からの分析データの提供は年1回で年後半のため課題に反映することができない。このため、県警提供のデータを利用し、市町村等関係者への情報提供を行っている。 自殺対策基本法では、市町村は計画策定の際に県の計画を勘案することが規定されているが、自殺対策事業の役割分担についての規定はない。 自殺対策総合大綱において、県に設置する地域自殺対策推進センターは管内のエリアマネージャーとして(中略)管内の市町村の地域自殺対策計画の策定、進捗管理・検証等への支援を行うと記載されており、県では支援等のための情報提供・情報共有等を図っている。 令和4年の警察統計(発見地ベース)によると、県内市町村別の自殺者数は、1~179人となっている。 自殺の原因は多岐にわたることから、自殺に関する相談を受ける人には幅広い知識と経験が求められる。 	<p>③課題 (将来像と現状との差についての分析)</p>	

④投入 (インプット=予算)	⑤事業活動 (アクティビティ)	⑥事業実績 (アウトプット)	⑦事業実績から得られる成果 (アウトカム)		
			直接成果	中間成果	最終成果(将来像)
<p>予算額 101,422 千円</p> <p>一般財源 23,670 千円</p>	<p>①相談体制の整備等</p> <p>②ハイリスク地向け自殺対策及び普及啓発</p> <p>③民間団体等との連携強化及び市町村への情報提供</p>	<p>①相談会：月4回+電話、ダイヤル：24時間365日、SNS相談：週2、支援者養成5回、カード配布小4~高3</p> <p>②ゲートキーパー研修2回、トレイン礼拝放映等10回、鉄道事業者補助2社、啓発カード配布</p> <p>③協議会1回、担当者会議の開催(1回)及び情報の提供、支援者研修の開催(1回)</p>	<p>①悩みを抱える方、つらい気持ちの若者女性などが相談につながる</p> <p>②繁華街・鉄道車内での広報を行い、多くの人に効果的に自殺対策の普及啓発が進む</p> <p>③関係者間で自殺に関する情報が共有される</p>	<p>・「こころの健康相談統一ダイヤル」接続率50%</p> <p>・SNS相談応答率50%</p> <p>・ゲートキーパー認知度30%</p> <p>・「暮らしとこころの総合相談会」認知度20%</p>	<p>・自殺死亡率を令和8年12.6以下</p> <p>・県の相談体制の強化による細やかなセーフティネットが構築される。</p>

⑧事業実績（アウトプット）が成果（アウトカム）に結び付くことを示すロジック及び根拠

- ・経済的な問題を理由に自殺することの多い中高年層を主な対象とした相談会の開催により、40～69歳の自殺者はピーク時に平成21年と比較して、約5割減少した。
- ・「こころの健康相談統一ダイヤル」の実施時間帯を、平日9～17時であったところ、24時間365日受付に拡充したところ、接続率は1.6%から約4～5割に上昇し、多くの悩みを抱える県民の相談に対応している。
- ・令和4年度のSNS相談は、属性が判明している方のうち、39歳以下の利用が53.6%、女性の利用が70.8%と、令和2年度の試行時・令和3年度と同様に比較的若い世代や女性の利用が多く、悩みを抱える若年層と女性の相談に対応している。
- ・自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、多くが社会的な取組により防ぐことができるとされている。そこで、市町村、民間団体等と連携し、相談体制の整備や若年層等への支援を行い、自殺者数の減少を図る。

⑨指標	R 5	R 6	R 7	R 8	⑩関連する5か年計画の主な取組等	
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	13.5	13.1	12.6	12.6以下	No. 分野別施策名	施策25.生涯を通じた健康の確保
					主な取組	自殺予防対策の実施

事業手法に係る自己検証

検証項目		評価	評価に関する説明
県費投入の 必要性	事業目的が730万県民や社会ニーズを的確に反映しているか。	○	・自殺者数は年間1,000人を超えており、市町村、民間団体等と連携し、相談体制の整備や若年層等への支援を行っていく必要がある。
	市町村、民間等に委ねることができない事業か。	○	・民間委託や民間団体への補助、市町村補助により事業を実施している。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。 政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	・自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、多くが社会的な取組により防ぐことができるとされている。そこで、市町村、民間団体等と連携し、相談体制の整備や若年層等への支援を行うことは必要かつ適切である。
事業の 効率性	一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式による契約のうち、一者応札となったものではないか。 競争性のない随意契約となったものはないか。	○	・相談会は、関係機関から連携協力が得られ、かつ、確実に運営できる団体に委託している。SNS相談は、連携しているシステムを使用できる団体に運営を委託している。埼玉県医師会は、県全域での医師・医療機関と情報交換や連携を実施してきた実績があり、事業実施に必要な能力と実績を有している。
	受益者負担は適切に設定されているか	—	・自殺防止に関して受益者という考えはなじまない。
	使途が事業目的達成にあたり必要なものに限定されているか。	○	・全て事業目的達成に必要なものに使用している。
	不用率が大きい場合、その理由は適切か。	—	・国の市町村への補助は、一部国庫補助が認められなかったことから減額補正した。
	既存事業との重複はないか。 国、県、市町村で同様な事業を実施し二重行政となっていないか。	—	・自殺対策基本法により、国は自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有しており、市町村も地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。国、都道府県、市町村は、同じ理念の下、それぞれ独立して自殺対策に取り組むことが求められているため、二重（三重）行政とはいえない。
	コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	・国庫を最大限活用している。 ・啓発リーフレットの見直しを実施。
事業の 有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	・SNS相談の実施により、悩みを抱える方、つらい気持ちの若者女性などに対する相談が拡充された。 ・繁華街・鉄道車内での広報を行い、多くの人に効果的に自殺対策の普及啓発が進んだ。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が感ぜられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	・民間委託や団体補助により、効率的に実施できている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	・自殺者数は年間1,000人を超えており、市町村、民間団体等と連携し、相談体制の整備や若年層等への支援を行っている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	・十分に活用されている。

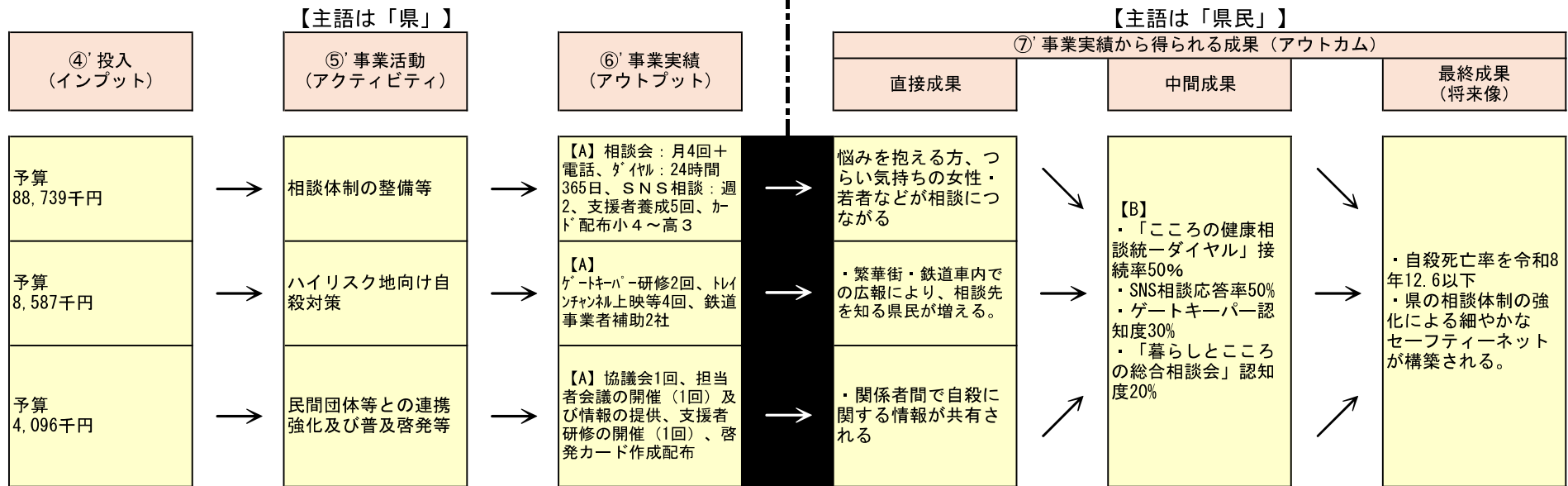
総合評価

A

関連する事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右欄に記載）

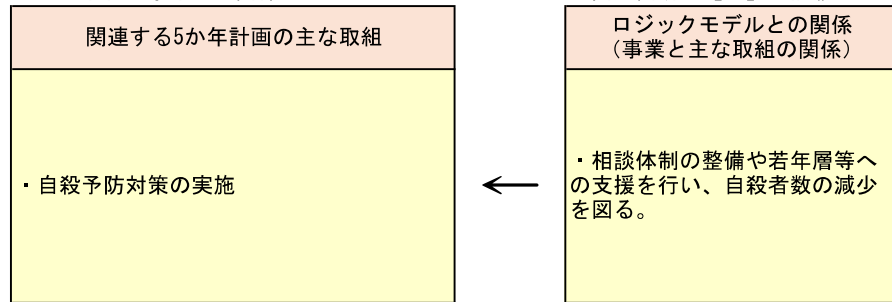
関連事業	部局・課名	事業名	役割分担の内容

E B P M 調書 ロジックモデル (フローチャート)

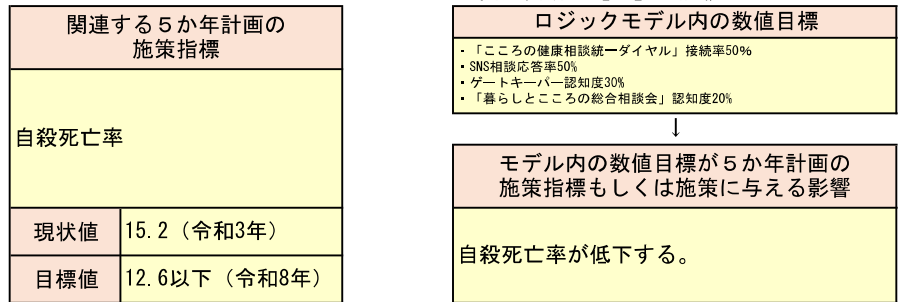


5か年計画との関連の整理

◆主な取組と事業との関係



◆施策指標と事業との関係



EBPM調書(有識者会議様式)

予算執行状況		当初予算額		補正予算額		最終現計予算額		執行額 (決算額)	執行率
		事業費	(うち一財)	事業費	(うち一財)	事業費	(うち一財)		
令和5年度	1 相談体制整備事業	52,078	13,021			52,078	13,021		0.0%
	2 ICTIによる自殺対策事業	36,661	9,166			36,661	9,166		0.0%
	3 ハイリスク地向け自殺対策事業	8,587	1			8,587	1		0.0%
	4-1 民間支援団体等との連携強化事業	365	209			365	209		0.0%
	4-2 若年層向け自殺対策事業	2,863	839			2,863	839		0.0%
	4-3 普及啓発事業	96	48			96	48		0.0%
	4-4 自殺対策推進センター設置・運営事業	772	386			772	386		0.0%
令和4年度	1 相談体制整備事業	52,078	23,654	12,250	▲ 11,404	64,328	12,250	40,039	62.2%
	2 ICTIによる自殺対策事業	27,669	9,224	13,882	▲ 9,224	41,551	0	41,363	99.5%
	3 ハイリスク地向け自殺対策事業	8,587	0	▲ 2,205	0	6,382	0	4,350	68.2%
	4-1 民間支援団体等との連携強化事業	365	300			365	300	117	32.1%
	4-2 若年層向け自殺対策事業	2,863	956		▲ 600	2,863	356	2,429	84.8%
	4-3 普及啓発事業	96	48	10,164	0	10,260	48	10,209	99.5%
	4-4 自殺対策推進センター設置・運営事業	772	386			772	386	772	100.0%
令和3年度	1 相談体制整備事業	59,761	27,019		▲ 27,019	59,761	0	46,538	77.9%
	2 ICTIによる自殺対策事業	27,669	9,224		▲ 9,224	27,669	0	27,579	99.7%
	3 ハイリスク地向け自殺対策事業	8,587	0	▲ 2,505		6,082	0	3,977	65.4%
	4-1 民間支援団体等との連携強化事業	365	302			365	302	129	35.3%
	4-2 若年層向け自殺対策事業	2,863	956		▲ 568	2,863	388	2,434	85.0%
	4-3 普及啓発事業	1,178	589			1,178	589	769	65.3%
	4-4 自殺対策推進センター設置・運営事業	772	386			772	386	842	109.1%
令和2年度	1 相談体制整備事業	7,320	3,660	20,895		28,215	3,660	27,766	98.4%
	2 若年層向けICTIによる自殺対策事業(新規)	3,811	1,271			3,811	1,271	3,460	90.8%
	3 ハイリスク地向け自殺対策事業	8,544	0	▲ 3,505		5,039	0	3,716	73.7%
	4-1 民間支援団体等との連携強化事業	365	302	▲ 1	▲ 1	364	301	292	80.2%
	4-2 若年層向け自殺対策事業	2,863	956			2,863	956	2,385	83.3%
	4-3 普及啓発事業	1,178	589			1,178	589	891	75.6%
	4-4 自殺対策推進センター設置・運営事業	953	476			953	476	877	92.0%
令和元年度	1 相談体制整備事業	13,032	6,516		▲ 2,760	13,032	3,756	13,132	100.8%
	2 ICTIによる自殺対策事業(事業実施無)	0	0			0	0		
	3 ハイリスク地向け自殺対策事業	8,544	0	▲ 4,127		4,417	0	1,636	37.0%
	4-1 民間支援団体等との連携強化事業	365	302		▲ 1	365	301	100	27.4%
	4-2 若年層向け自殺対策事業	2,859	954			2,859	954	2,278	79.7%
	4-3 普及啓発事業	1,166	583			1,166	583	775	66.5%
	4-4 自殺対策推進センター設置・運営事業	1,179	590			1,179	590	1,150	97.5%

資金の流れ(資金が県からどのような経由で流れ、受取先が何をを行っているか。)※スキーム図と具体的な交付先(R1からR5まで)を明記

別紙のとおり

令和4年度

1 相談体制整備事業



【随意契約】

民間事業者 (10,884千円)
「暮らしとこころの総合相談会」実施の委託 (自殺の原因となる失業、倒産、多重債務などの生活の相談と、心の健康相談を併せて行う包括支援相談会を開催し、自殺予防対策を図る。)
民間事業者 (1,171千円)
「暮らしとこころの総合相談会」会場使用料の支払い
民間事業者 (26,118千円)
こころの健康相談統一ダイヤル休日・夜間事業業務委託 (都道府県・政令指定都市が実施しているこころの健康電話相談等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定している)

【執行委任】

精神保健福祉センター (52千円)
自殺予防相談支援事業報償費

【補助】

民間事業者 (1,800千円)
24時間365日相談事業を行っている事業者に対する相談員の募集及び相談員の養成に係る補助

民間事業者 (14千円)
埼玉県自殺予防包括支援相談運営事業業務委託候補者選定委員会謝金

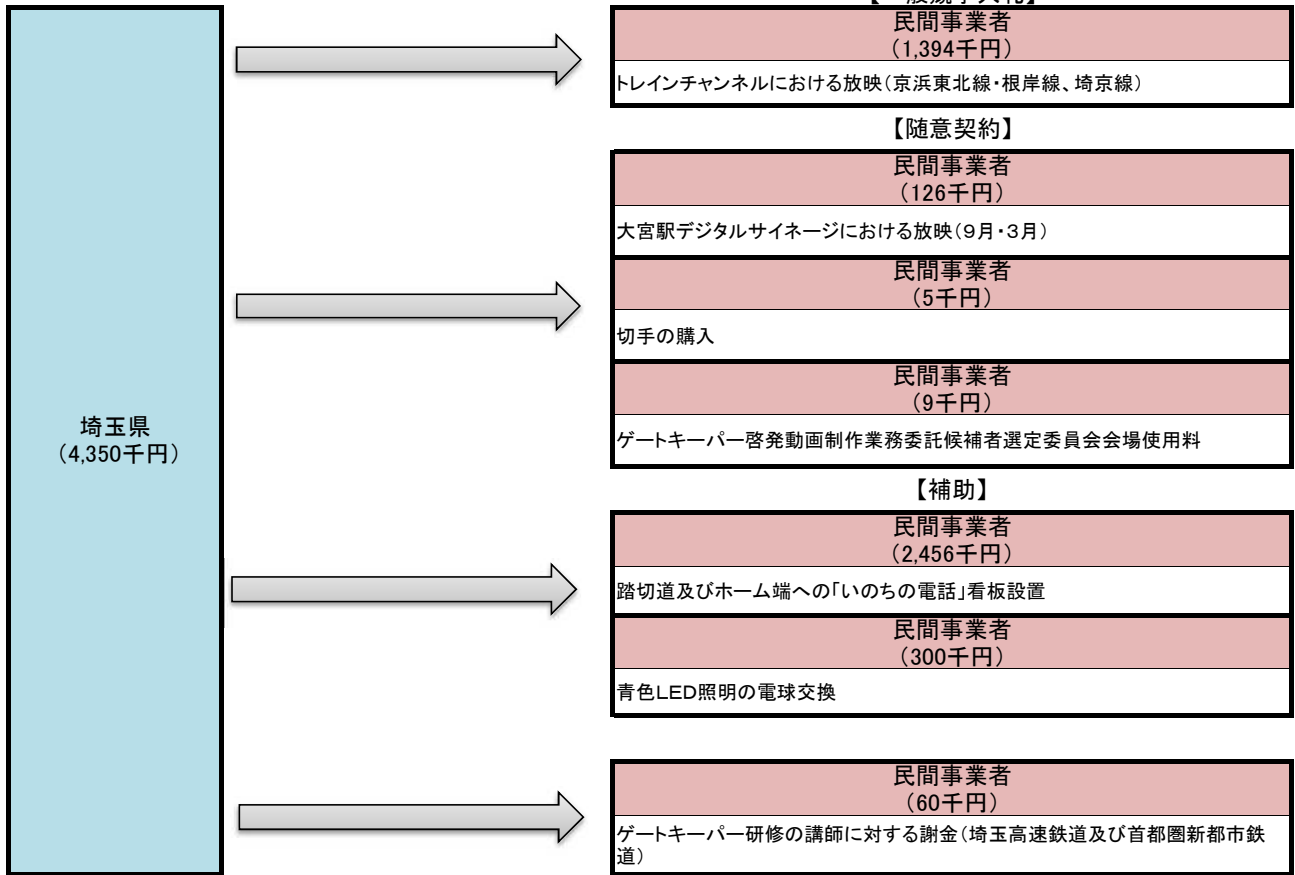
2 ICTによる自殺対策事業



【随意契約】

民間事業者 (41,363千円)
LINEによる相談事業業務委託(若者の多くがSNSを日常的なコミュニケーション手段として用いている現状を踏まえ実施)

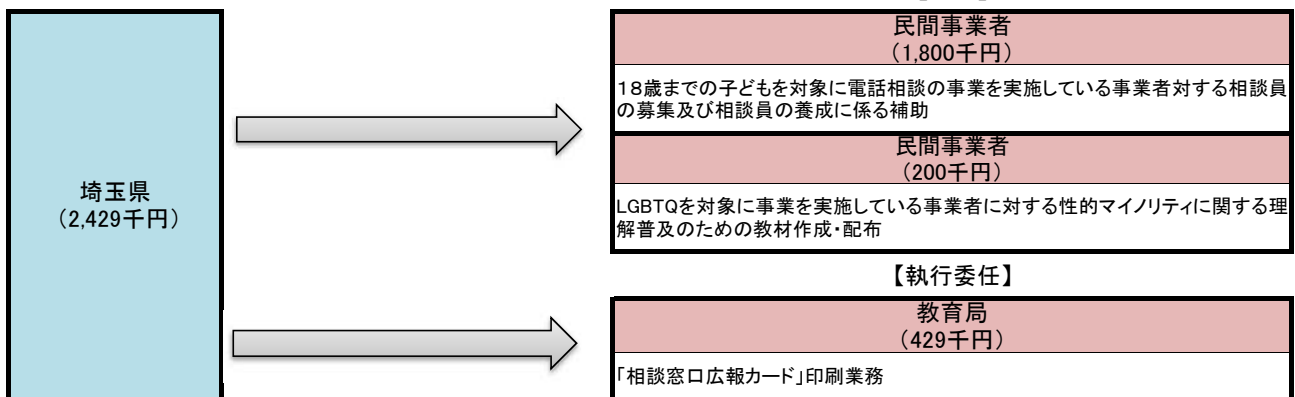
3 ハイリスク地向け自殺対策事業



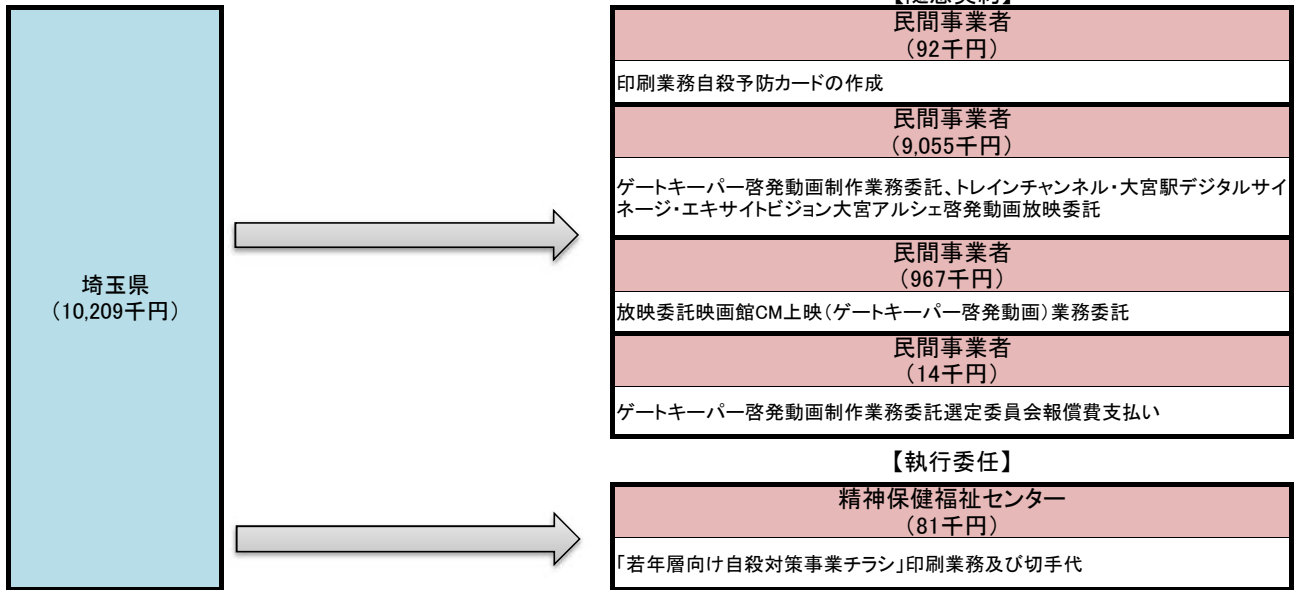
4-1 民間支援団体等との連携強化事業



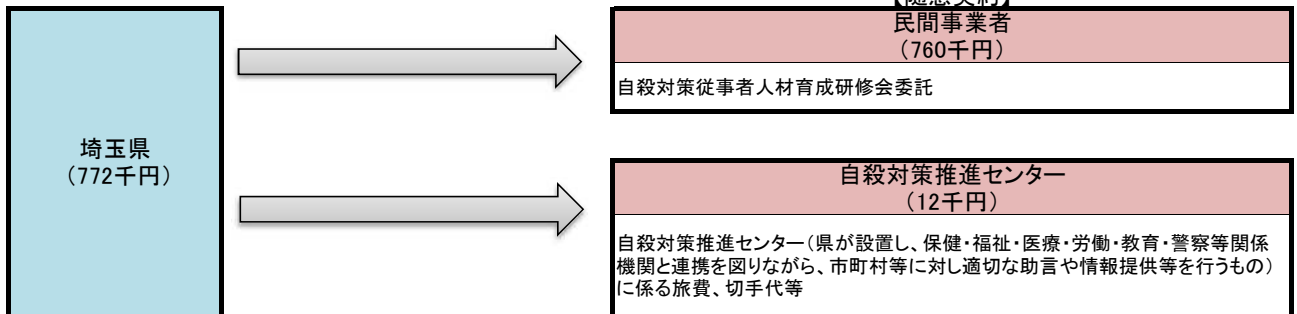
4-2 若年層向け自殺対策事業



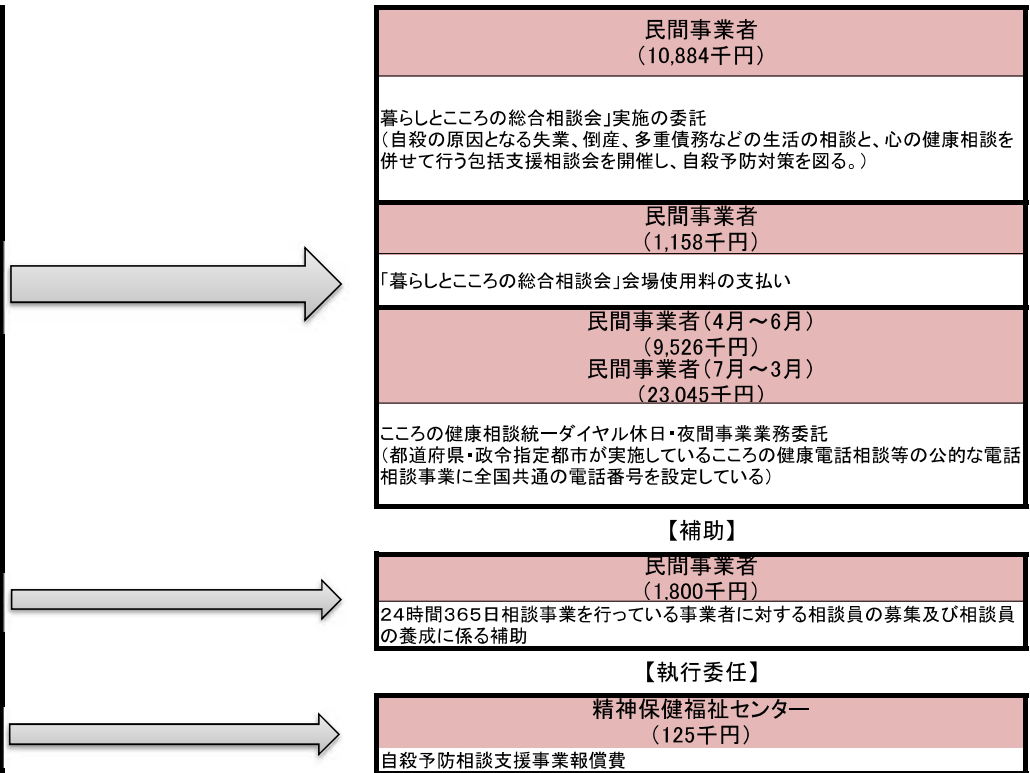
4-3 普及啓発事業



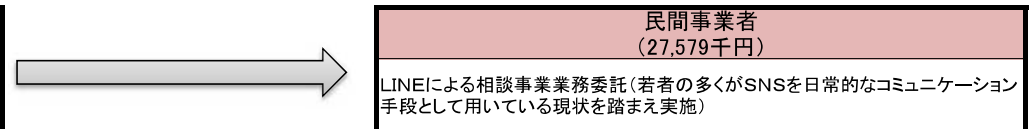
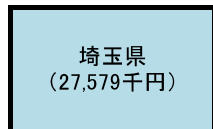
4-4 自殺対策推進センター設置・運営事業



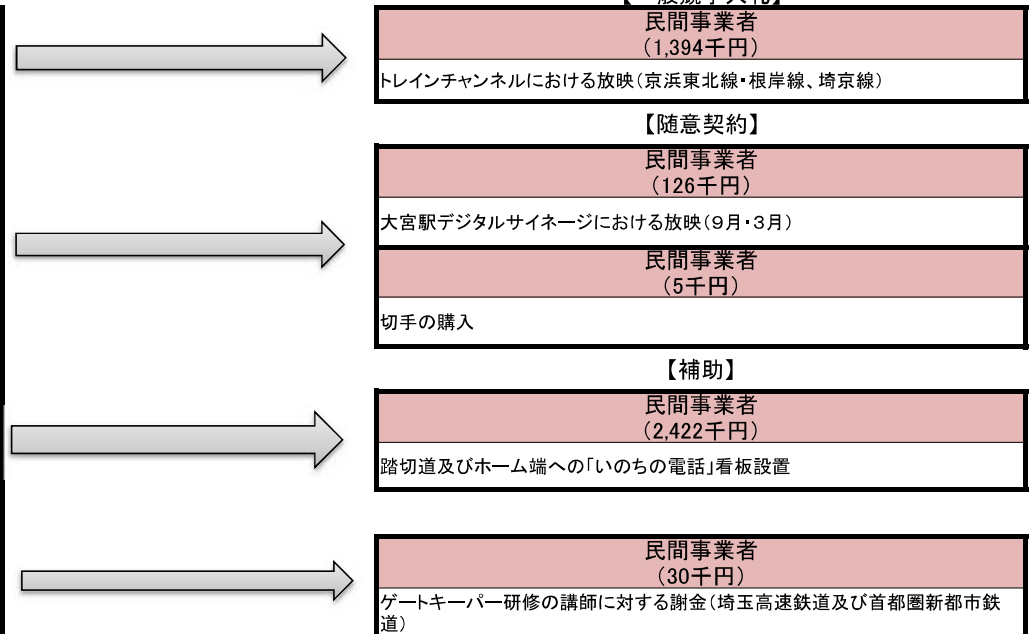
令和3年度
1 相談体制整備事業



2 ICTによる自殺対策事業



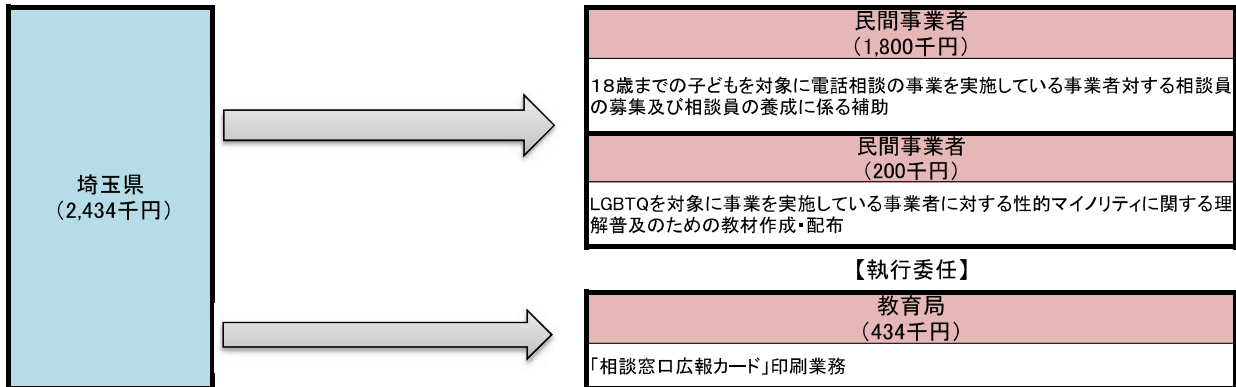
3 ハイリスク地向け自殺対策事業



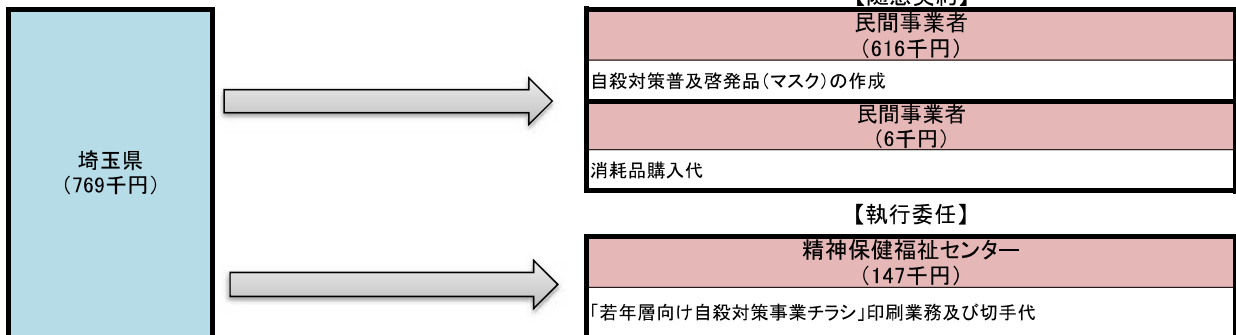
4-1 民間支援団体等との連携強化事業



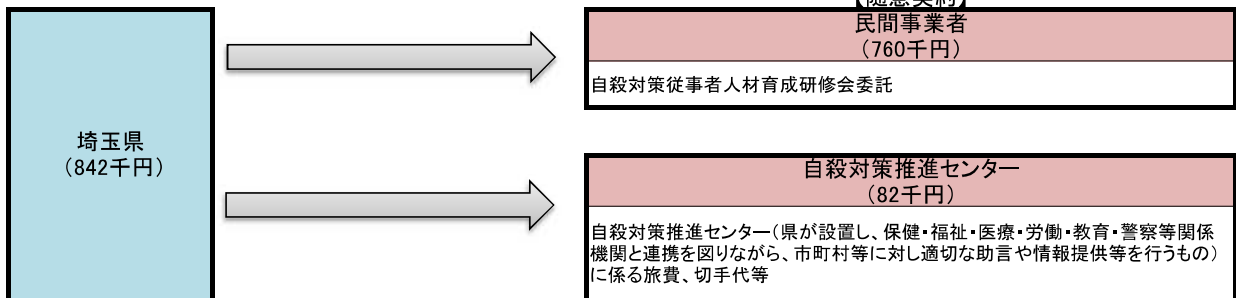
4-2 若年層向け自殺対策事業



4-3 普及啓発事業



4-4 自殺対策推進センター設置・運営事業



令和2年度
1 相談体制整備事業



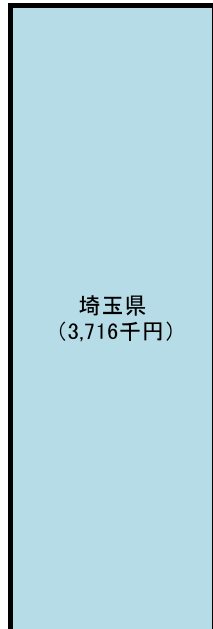
【随意契約】	
民間事業者	(9,435千円)
「暮らしとところの総合相談会」実施の委託 (自殺の原因となる失業、倒産、多重債務などの生活の相談と、心の健康相談を併せて行う包括支援相談会を開催し、自殺予防対策を図る。)	
民間事業者	(580千円)
「暮らしとところの総合相談会」会場使用料の支払い	
民間事業者	(15,951千円)
こころの健康相談統一ダイヤル休日・夜間事業業務委託 (都道府県・政令指定都市が実施しているこころの健康電話相談等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定している)	
【補助】	
民間事業者	(1,800千円)
24時間365日相談事業を行っている事業者に対する相談員の募集及び相談員の養成に係る補助	

2 ICTによる自殺対策事業



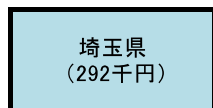
【随意契約】	
民間事業者	(3,428千円)
LINEによる相談事業業務委託(若者の多くがSNSを日常的なコミュニケーション手段として用いている現状を踏まえ実施)	
民間事業者	(32千円)
委員会報償費、会場使用料	

3 ハイリスク地向け自殺対策事業



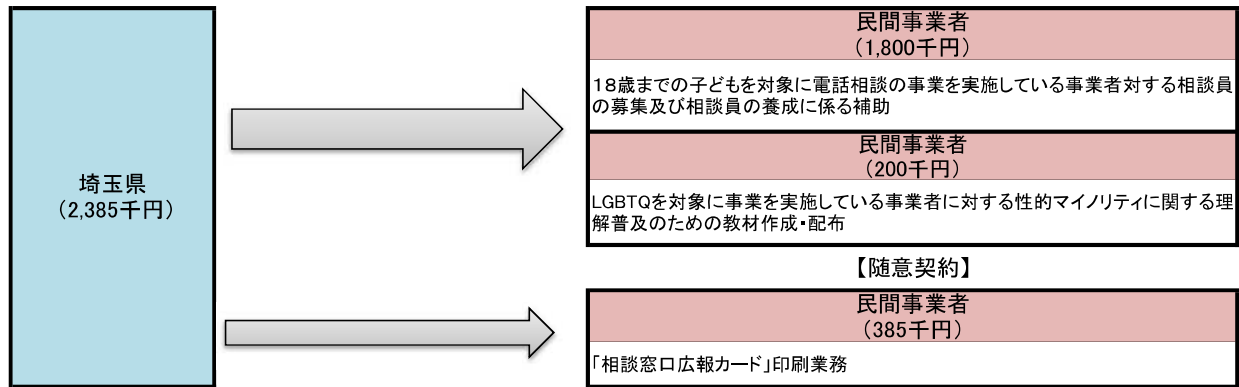
【一般競争入札】	
民間事業者	(1,407千円)
トレインチャンネルにおける放映(京浜東北線・根岸線、埼京線)	
【随意契約】	
民間事業者	(139千円)
大宮駅デジタルサイネージにおける放映(3月、9月)	
民間事業者	(5千円)
切手の購入	
【補助】	
民間事業者	(2,135千円)
踏切道及びホーム端への「いのちの電話」看板設置	
民間事業者	(30千円)
ゲートキーパー研修の講師に対する謝金(埼玉高速鉄道及び首都圏新都市鉄道)	

4-1 民間支援団体等との連携強化事業

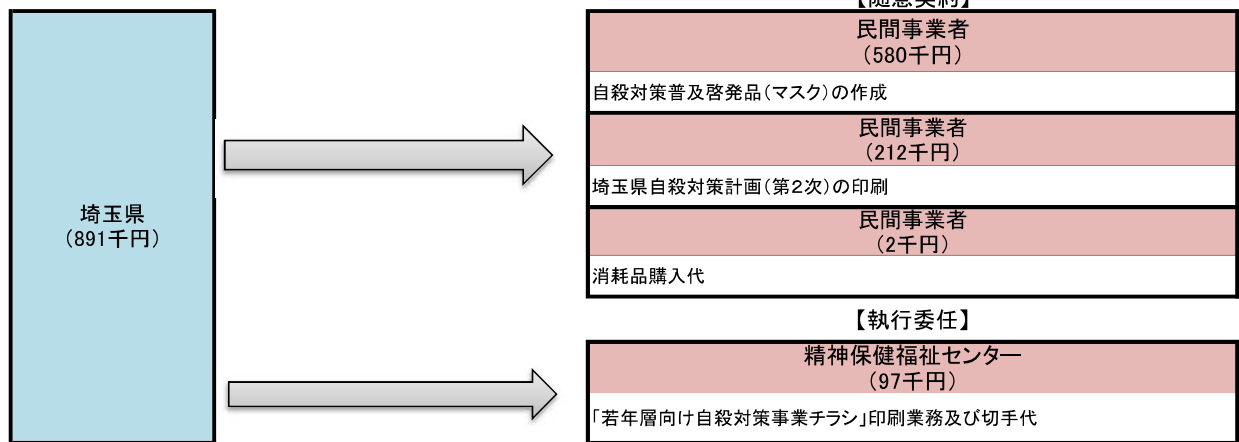


民間事業者	(292千円)
自殺対策連絡協議会実施に伴う会場使用料、お茶代、委員報償費	

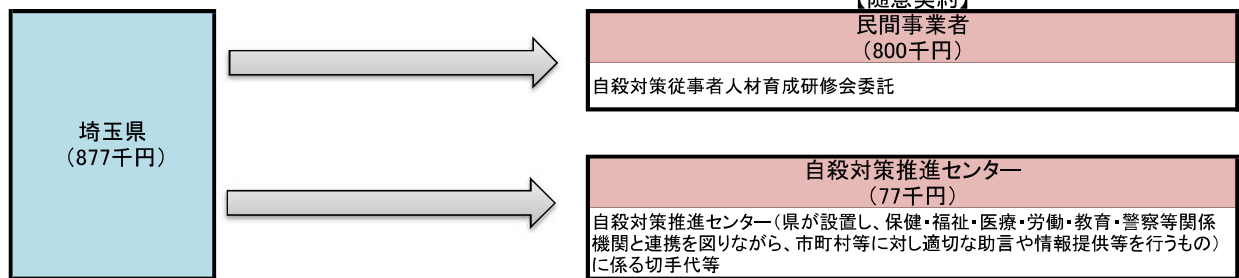
4-2 若年層向け自殺対策事業



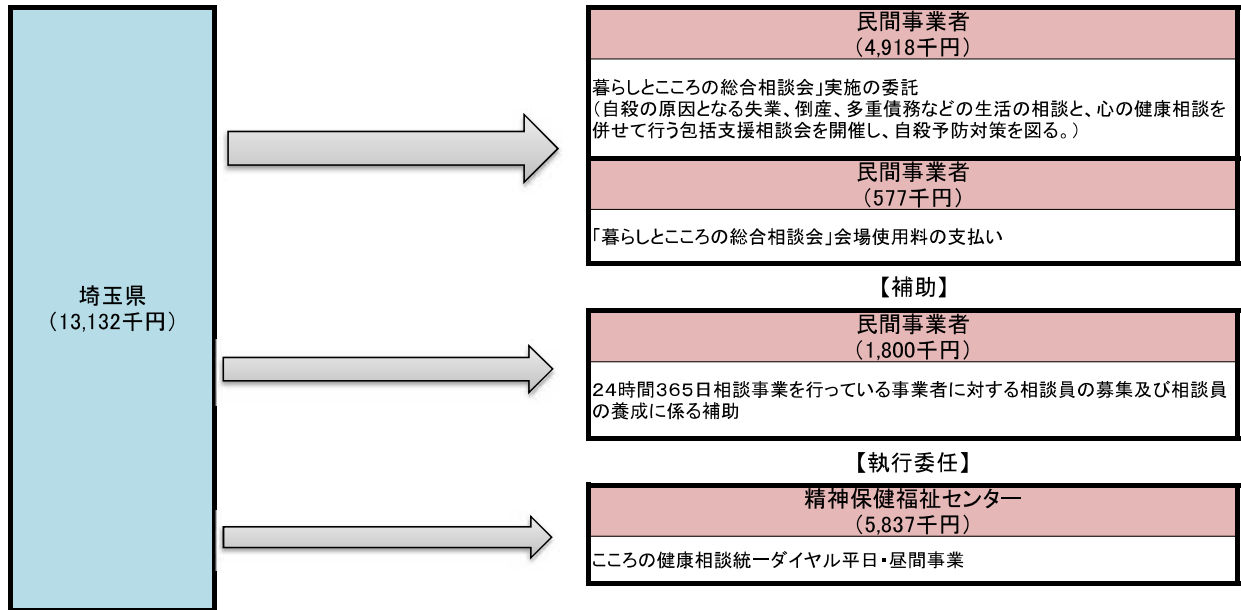
4-3 普及啓発事業



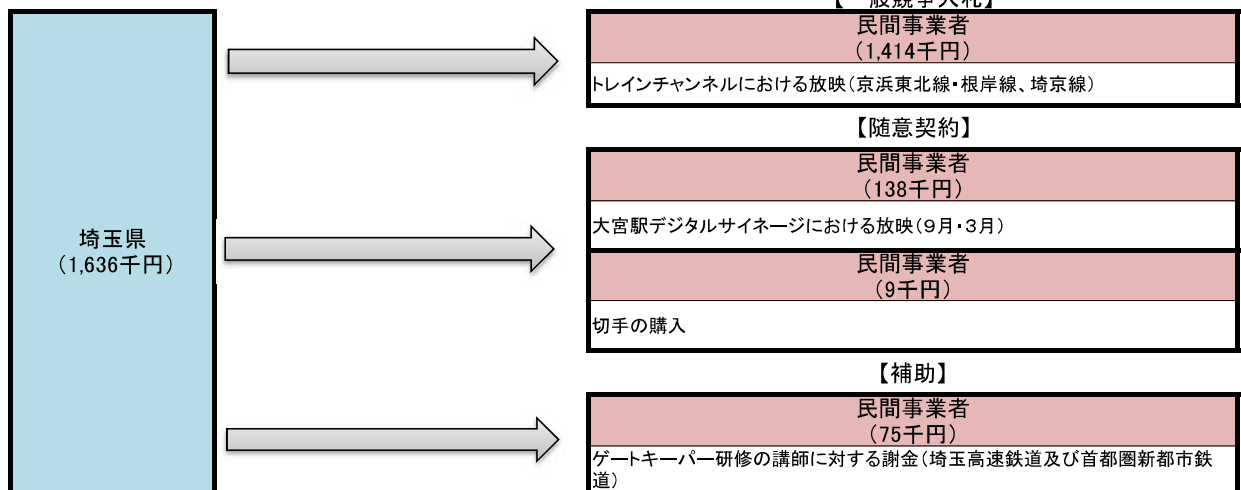
4-4 自殺対策推進センター設置・運営事業



平成31年度
1 相談体制整備事業



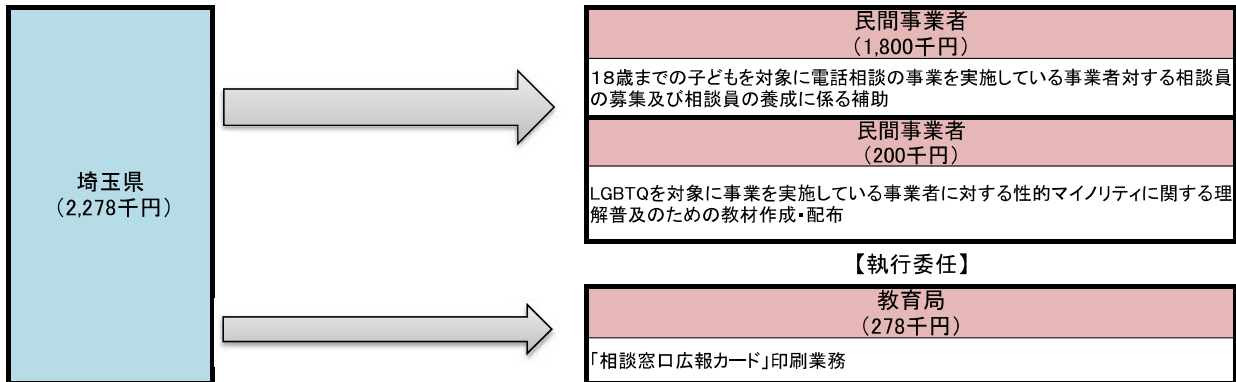
3 ハイリスク地向け自殺対策事業



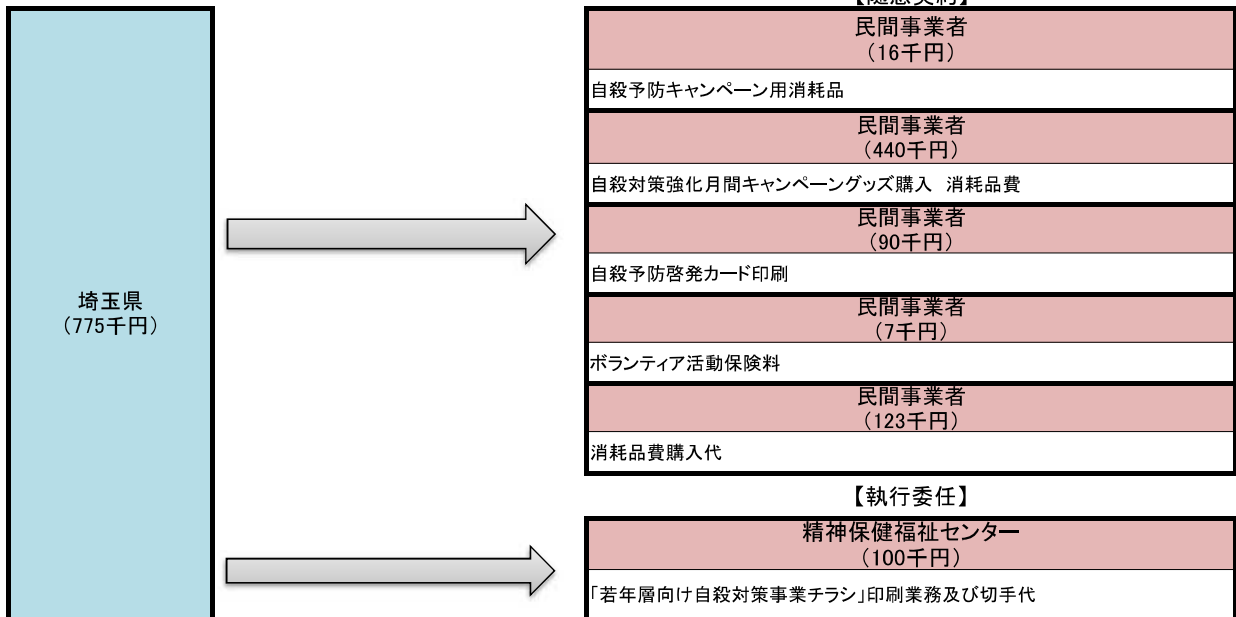
4-1 民間支援団体等との連携強化事業



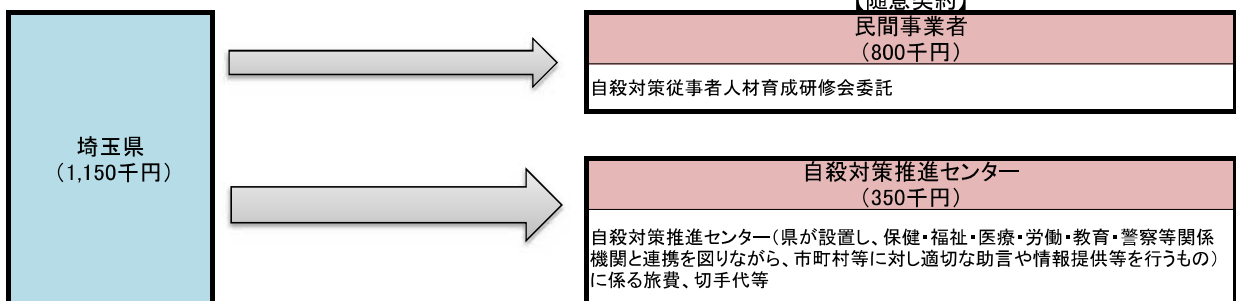
4-2 若年層向け自殺対策事業



4-3 普及啓発事業



4-4 自殺対策推進センター設置・運営事業



事業名： 自殺対策総合推進事業費

事業費：101,422 千円 所 管 課：保健医療部疾病対策課

事業概要

【相談体制整備事業】 52,078 千円

暮らしとこころの総合相談会、埼玉いのちの電話に対する補助、こころの健康相談統一ダイヤルの夜間等の運営経費負担

【ICTによる自殺対策事業】 36,661 千円※R2～

通年で夜間・早朝帯も対応できるよう委託によりSNS相談を実施する

【ハイリスク地向け自殺対策事業】 8,587 千円

鉄道事業者向け研修及び補助、自殺予防動画の放映

【その他】 4,096 千円

若年層向け自殺対策事業、普及啓発事業、人材育成研修など

事務局の説明

<会議対象とした理由・論点>

相談会など一部の県事業については市町村も国庫を活用して事業を実施しており、二重行政になっているが、令和4年10月に厚労省が自殺総合対策大綱を改定し、全市町村において地域自殺対策計画がR3に策定されていることも踏まえ、各市町村の事業の実施状況等を検証したうえで県自身がどのように事業に関与すべきか再度検討を行い、県全体として自殺対策を推進するうえでの効果的な事業手法について議論が必要である。

<EBPM上の課題>

アウトカム欄では「県の相談体制の強化による細やかなセーフティネットが構築される」と記載されているが、細やかなセーフティネットを示す具体的な状況を指標として落とし込む必要がある。その上で県事業を実施することが、セーフティネット構築に最も効果的な手法であるか検証が必要である。

担当部局の説明

<事務局の提示する課題についての説明>

自殺相談を市町村で実施することを目的、目標とはしていない。県内すべての市町村が、県が実施しているような相談会を実施できる体制とすることで、将来的に相談事業を県が実施する必要がなくなるというものではないと考えている。むしろ県が電話やSNSなど様々な手段を用いて、全世代に24時間年中無休の相談先を確保することが重要である。

自殺の理由は、生活全般にわたるため、セーフティネットの具体的な姿を、こうしたすべての分野について示すことは困難であるため、課としてはどのような悩みであっても、県民の悩みをしっかりと受けとめることで、孤立孤独化による自殺を防ぐため、相談体制の網目を細かくするという視点で、EBPM調書を作成している。県と市町村がバラバラの対策を行っているのではなく、県の相談において解決すべき課題が縛り込まれた場合に、改めて市町村の窓口繋げるなど、市町村と補完しあい、自殺を防いでいる。

議事の概要

< A 委員 >

委員：繁華街、鉄道車内での広報により、相談先を知る県民が増えるというところがあるが、実際どの程度成果が上がったのかを把握されているか。

担当部局：結果として何人の方がそこで相談先を知ったかは、県政サポーターアンケートというものをとって把握する予定である。

委員：実際その相談にこられて繋がった人に直接訪ねた方が、広報の効果は分かるのでは。相談したからといって必ず繋がるとは限らない。10人中10人が繋がるわけじゃないから相談できない場合もある。また、関係者間で自殺に関する情報が共有されるとあるがその共有化された結果が中間成果にどう結びつくのか。

担当部局：自殺に関する取り組み等を関係者間で共有して、県の自殺対策につなげてもらうということである。

< B 委員 >

委員：各市町村における自殺対策の内容やばらつきを県として把握しているのか。

担当部局：自殺に特化して行っている事業については、国の補助金を使うことが多いので、そこについては県で把握している。市町村が実施主体となっている事業を自殺対策の理念を持ってやっているかということについては、市町村の自殺対策計画を読み解き、例えば、産後うつへの対応についてどのように記載されているかなどの記載から把握しているというのが現状である。

委員：市町村等との情報共有においても一般論や統計的な情報を共有するだけでなく、できるだけ個別の案件に踏み込んだやり取りが必要ではないか。

担当部局：緊急事態には警察と連携したり、子どもの関係であれば学校と協力している。

< C 委員 >

委員：実際に電話しているが、なかなか接続できないという実情があるということだがその原因の分析は。

担当部局：回線をどうするかという問題はあと思うが、仮に増えたとして、それが本当にハイリスクの方にたどり着くのかは分析が必要である。

委員：実際のニーズからして拡充すべき点や、市町村と役割分担して任せる部分など、現状を踏まえて何か考えているか。

担当部局：市町村からは、自殺の専門相談、専門職の方に対応してもらえる専門特化した相談があることについて、保健センターの通常業務と自殺相談を並行してやっていくのは難しいため、県が何の悩みか関係なく聞いてくれる先を確保していることはありがたいと聞いている。

委員の評価及び意見

< A委員 > B（廃止又は再構築すべき）

自殺を取り巻く問題に対応するためには、包括的ではなく、限られた行政経営資源をどこに重点的に配分すべきかを十分吟味する必要がある。とりわけこころの健康相談統一ダイヤルの接続率（43.7%）の向上のための取組が必要である

県と市町村の連携についても、連携状況を定量的に測定できる指標を設定してほしい。市町村の取組状況を調査分析した上で、県が本来行うべき取組内容を吟味する必要がある。

< B委員 > A（継続すべき）

自殺防止対策は市町村の間でバラツキがあるように思われる。県として市町村間の格差の実態把握を行った上、市町村レベルで優良事例があれば、その横展開を図るなどイニチアチブを取る必要もあるのではないか。

< C委員 > B（廃止又は再構築すべき）

自殺対策のような施策については、財源や人員に余裕があるならば、様々な手段を活用して多角的に取り組むことに意義があることは理解できる。しかしながら、対面や電話、LINE等の相談を含めて、年間1億円近い予算を投じていることについて見直す必要もあるだろう。

有識者会議を踏まえた評価

【B（廃止又は再構築すべき）】

各市町村の事業の実施状況を精査しないまま、市町村と同様の事業を継続することは認められない。

各市町村の事業の実施状況等を検証したうえで県自身がどのように事業に関与すべきか再度検討を行い、県全体として自殺対策を推進するうえでの効果的な事業になるように見直すべきである。

有識者の意見から考えられる方向性

各市町村の事業の実施状況等を検証したうえで県自身がどのように事業に関与すべきか再度検討を行う。

再検討に当たっては県が自殺に関する統計的なデータを把握していることから、データの蓄積やその分析、好事例の横展開を図るなど県全体で自殺対策が向上する仕組みを検討する。

例えば県はこころの健康相談統一ダイヤルの接続率等の向上に重点的に取り組む一方、相談会については市町村に役割を担ってもらうなど、県と市町村の役割分担を明確にしたうえで、県全体として効果的に自殺対策を推進できるよう、EBPMの観点からも市町村等の事業を踏まえた自殺対策の状況を定量的に測定できる指標を設定する。

【令和6年度当初予算】

予算額			
【令和6年度】		【令和5年度】	
事業費	126,593 千円	事業費	101,422 千円
うち一財	43,896 千円	うち一財	23,670 千円

評価・意見を踏まえた対応 等

【評価・意見を踏まえた対応】

有識者会議における評価等を踏まえ、下記のとおり住民に身近な市町村で事業を行えるものと専門的及び広域的で県が行う必要のある事業とで役割を見直すとともに電話相談や SNS 相談の効果的な体制等を検討した。

県：ハイリスク者向け対策、専門職向け人材育成、相談体制整備事業（*）、補助事業
市町村：住民向けゲートキーパー研修、直接広報、生活困窮者等の個別支援

*相談会は市町村との共催を経て住民に身近な市町村での開催に将来的に移行

【令和6年度当初予算への反映状況】

市町村との役割分担を見直し、将来的に暮らしとこころの総合相談会は市町村に移管することを目標に一部を共催にて実施することとした。
また、電話相談の接続率及び SNS 相談の応答率を上げるため、体制を強化した。